

## 認証マーク表示基準

### 第1 目的

この基準は、道産食品独自認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する認証道産食品の表示について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 商標権

認証マークに関する商標権は、北海道が所有する。

### 第3 認証マークの使用

認証マークは、要綱の定めにより次の場合に限り使用できるものとする。

- 1 認証機関から認証を受けた事業者。（以下「認証事業者」という。）
  - (1) 認証道産食品にシールとして貼付又は印刷して表示する場合。
  - (2) 認証道産食品の販売促進等（制度PRを含む）に使用する場合。
- 2 北海道にマーク使用の届出を行った者。
  - (1) 認証制度のPR等に使用する場合。
  - (2) 認証道産食品の販売促進等に使用する場合。

### 第4 遵守事項

認証マークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

#### 1 認証事業者。

あらかじめ様式1により認証マーク使用許諾を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により知事に申請し、様式2の使用許諾書を知事から受けること。

認証マーク使用許諾を受けた許諾事項について変更する場合は、あらかじめ様式4を書面又は電磁的記録により知事に申請し、様式5の使用変更許諾書を知事から受けること。

なお、認証マーク本体に支障のない範囲で認証マークを説明する文言を併記することができるものとするが、この場合において併記する文言は、あらかじめ様式2または様式5により、知事の承諾を得たものに限る。

#### 2 北海道にマーク使用の届出を行った者。

あらかじめ様式6を書面又は電磁的記録により認証マーク使用届出書を知事に提出すること。

なお、会社要覧など電磁的記録による提出が困難な書類は、当面の間、書面により提出を行うものとする。

### 第5 認証マークの仕様等

認証マークの仕様等は、別記によるものとする。ただし、容器又は包装等の形状等により、これによりがたい場合は、知事と協議するものとする。

### 第6 認証道産食品に関する情報の表示

認証事業者は、認証マークとともに認証道産食品に関する生産及び製造加工の履歴並びに品質に関する情報を表示することができる。

### 第7 誤認の防止

認証事業者及び北海道にマーク使用の届出を行った者は、消費者等に誤認させるような方法で認証マークを表示してはならない。

### 第8 使用実績の報告

認証事業者は、認証マークの使用管理に関する記録簿を備え、毎年3月末までの認証マークの使用実績を様式3により、翌4月末までに認証機関に報告しなければならない。

### 第9 認証マークの使用中止

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認証マークの使用中止を命ずる。

- 1 要綱の規定による認証の取消しを行った場合。
- 2 第3の使用以外に使用した場合。
- 3 第7に該当した場合。

### 附 則

この基準は、平成16年6月4日から施行する。

平成17年7月8日一部改正  
平成17年9月28日一部改正  
平成21年3月3日一部改正  
平成24年4月20日一部改正  
令和3年5月26日一部改正